

短期入所生活介護 重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人清山会（以下「事業者」という。）が開設する指定短期入所生活介護特別養護老人ホーム柳風園（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人清山会
所在地	〒986-0401 宮城県登米市津山町柳津字黄牛新山窪 1 2 5 番地
代表者	理事長 茂木 良夫
設立年月日	昭和 5 2 年 5 月 1 6 日
電話番号	0 2 2 5 - 6 8 - 2 1 7 5

3 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム柳風園
指定番号	宮城県 0 4 7 1 2 0 0 2 4 6
所在地	〒986-0401 宮城県登米市津山町柳津字黄牛新山窪 1 2 5 番地
施設長	後藤 光哉
電話番号	0 2 2 5 - 6 8 - 2 1 7 5
F A X 番号	0 2 2 5 - 6 8 - 2 6 7 0
メールアドレス	seizankai@guitar.ocn.ne.jp

(2) 設備の概要

居室	1 0 室 ユニット型個室
静養室	1 室 居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。
共同生活室	1 か所 利用者が使用できる十分な広さを備えた共用スペースで、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	1 室 一般浴槽、1 か所 特殊浴槽。
洗面設備	1 0 箇所 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	4 箇所 利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1 室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。

相談室	1室 相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室 ・ 会議室 ・ 厨房 ・ 洗濯室 ・ 倉庫

〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	2名
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	32名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
事務職員	必要な業務を行う	1名以上

(4) 定員

定員	96名 入居86名 短期10名
----	-----------------

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

「5 利用料等」をご確認ください。

類	内 容
短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画を作成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。当該計画を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。 ・ 当該計画を作成した際は、利用者に交付します。
介護	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に

	<p>応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴又は清拭は週2回以上行います。 ・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 ・ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 ・ その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。 ・ 適宜利用者のためのレクリエーションを行います。
食 事	<p>栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室等で食事を摂ることを支援します。</p> <p>【食事時間】朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時30分～</p>
相談及び援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。</p>
機能訓練	<p>機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。</p>
健康管理	<p>医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。</p>

5 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金（1日あたり）

介護区分	利用料	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）
要介護1	7,040円（704単位）	704円	1,408円	2,112円
要介護2	7,720円（772単位）	772円	1,544円	2,316円
要介護3	8,470円（847単位）	847円	1,694円	2,541円
要介護4	9,180円（918単位）	918円	1,836円	2,754円
要介護5	9,870円（987単位）	987円	1,974円	2,961円

(2) 加算料金等

	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）
--	------------	------------	------------

ア 送迎加算（片道）（1回あたり）

1,840円（184単位）	184円	368円	552円
---------------	------	------	------

イ 看護体制加算（I）（1日あたり）

40円（4単位）	4円	8円	12円
----------	----	----	-----

ウ 夜勤職員配置加算（IV）（1日あたり）

	200円 (20単位)	20円	40円	60円
エ サービス体制強化加算 (I) (1日あたり)				
	220円 (22単位)	22円	44円	66円
オ 在宅中重度者受入加算 (1) (対象者1回あたり)				
	4,210円 (421単位)	421円	842円	1,263円
カ 生産性向上推進体制加算 (II) (月1回)				
	100円 (10単位)	10円	20円	30円
(3) 介護職員処遇改善加算 (I)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
合計単位数の 17.6%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

□その他の費用

ア 基本料金

「居住費」及び「食費」 1日あたりの金額

ユニット型個室	居住費	食費
(令和8年7月31日まで)	2,066円	1,445円
(令和8年8月1日から)	2,066円	1,545円

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。

(朝食451円、昼食558円、夕食536円)ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。

なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当たりの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)

(1) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(2) 理美容代 実費(現金での支払いとなります)

(3) その他

・利用者の嗜好品の購入など諸々費用は実費

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月に請求いたしますので、請求された月内までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

① 指定口座からの自動引き落とし

② 指定口座への振込み

7 サービスの中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

- ② 利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取
消料として、6 利用料等の（3）⑦ウに記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただ
し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期
間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の
額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ⑤ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後
見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

8 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業員及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は
協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡
を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練
を行います。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うな
ど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合
には、損害賠償を速やかに行います。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急
やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明を

し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1.3 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います

1.4 守秘義務に関する対策

事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

1.5 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：介護支援専門員

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法：電話 0225-68-2175

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

登米市福祉事務所長寿介護課

所在地：宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話番号：0220-58-5551 FAX番号：0220-58-3345

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

電話番号：022-222-7700 FAX番号：022-222-7260

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員

氏名 遠藤 音

住所 宮城県登米市津山町柳津字黄牛比良137番地

電話番号 0225-68-2102

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

1.6 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 登米市立豊里病院

・住所 宮城県登米市豊里町土手下74番地1

・第二種協定指定医療機関

- ・名称 登米市立登米市民病院
- ・住所 宮城県登米市迫町佐沼字下田中 2 5
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 津山歯科診療所
 - ・住所 宮城県登米市津山町柳津字形沼 1 5 0 番地 5 0

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1.7 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1.8 第三者評価の実施状況について

当事業所の第三者評価の実施状況は下記のとおりです。

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 宮城県登米市津山町柳津字黄牛新山窪 1 2 5 番地

事業所名 特別養護老人ホーム柳風園

管理者名 園長 後藤 光哉 印

説明者 職名

氏名 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<連帯保証人（身元引受人）>

住所

氏名 印（続柄 ）